

令和6年度第1回三郷市農政審議会 議事録

1 開催日時：令和6年6月10日（月） 午後1時25分～午後2時00分

2 開催場所：三郷市役所 本庁舎東別館 第三会議室

3 出席者 14名（委員は10名中8名出席）

（委員）

島根会長、秋谷会長職務代理、大熊委員、加藤委員、篠田委員、島根委員、鈴木委員、岩元委員

（事務局）

地域振興部長、農業振興課長、農業振興課課長補佐、農業振興係主任、農業振興係主任、農業振興係主事

4 議 題

（1）地域計画策定に向けたアンケート調査の実施について（報告）

（2）令和6年度三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金審査状況について（報告）

5 議事内容

（1）開 会

●事務局 司会（農業振興課長）挨拶

（2）会長あいさつ

●会長（島根会長） 会長挨拶

●事務局 司会（農業振興課長）

本日、初めて出席の委員の方がいらっしゃるため、出席委員による自己紹介をお願いいたします。

〈委員自己紹介〉

市の出席者を紹介させていただきます。

〈司会による職員紹介〉

以上、6名の職員が事務局として本日の審議会に対応いたします。

本日の会議資料は、三郷市農政審議会次第と三郷市農政審議会と書かれた冊子が各一部でございます。

配布した次第にもとづいて審議会を進行いたします。議事の進行については、島根

会長が議長になっていただき、進めてまいりたいと存じます。

●議長（島根会長）

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに進行できるように、皆様のご協力をお願い申し上げます。

あらためて、委員の出席状況について、事務局からの報告を求めます。

●事務局（農業振興課課長補佐）

委員の出席状況は、委員10名中、8名が出席しております。従って、三郷市農政審議会条例第6条第3項の規定による定数に達していることをご報告いたします。

●議長（島根会長）

事務局からの報告のとおり、本日の審議会は成立いたしました。次に会議録の署名委員について、私から指名させていただきます。

「秋谷委員」、「大熊委員」をお願いします。

続きまして、審議会は会議の公開を行うことになっているため、傍聴の申込み状況について、事務局から報告を求めます。

●事務局（農業振興課課長補佐）

本日の傍聴人は、ございません。

●議長（島根会長）

これより審議に入りますが、審議に入る前に会議録作成について事務局の説明を求めます。

●事務局（農業振興課課長補佐）

本日の審議内容につきましては、発言者名、発言内容とともに会議録に記録され、市政情報コーナーやホームページなどで公開いたしますので、委員の皆様のご理解とご了承をお願いします。

その際、審議事項や発言内容などで個人が特定できる場合は、表現を修正して記載することがございます。

（3）議題

①地域計画策定に向けたアンケート調査の実施について（報告）

●議長（島根会長）

それでは、議題1について事務局からの説明をお願いします。

●事務局（農業振興課課長補佐）

現在、農地等をめぐる状況と致しましては、高齢化・人口減少が本格化する中、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

このような状況を踏まえ農地が利用されやすくなるよう地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地の姿を明確化する「地域計画」を定め農地の集約化を進めるため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されました。

資料1「みんなでつくる地域計画」をご覧ください。「地域計画」について説明をさせていただきます。

「地域計画」とは、地域農業を維持するために、誰が・どこで・どのような作物を・どのように栽培するのか。農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化を進めるとともに、人の確保・育成など地域農業の将来の在り方について、地域のみんなで話し合い、将来の農地利用の姿などを「目標地図」として明確化していく将来計画です。

「地域計画」を策定するためには地域の農業者や県・市・JA さいかつなど農業関係機関も含めた「協議の場」を設けて話し合いを実施致します。主に、

- ・地域で目指したい農業・農地利用とは？
- ・地域にある農地は、10年後に誰が耕作・管理をするのか？
- ・地域で中心となって農業を行っていく農業者は誰なのか？
- ・地域農業を守るためにはどのような取り組みが必要なのか？

などを協議し、話し合いの結果を反映させた「目標地図」を含む「地域計画」を策定します。「目標地図」は10年後に誰がどの農地を耕作するのかをみなさんと地図に色を塗り、分けしたものです。現況の地図に、農地の出し手・受け手の意向を反映させ、受け手ごとに集約化、色分けしたイメージ図でございます。これによって所有権が変わるものではありません。なお、権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整でき農地の出し手が将来耕作出来なくなった段階で受け手が引き受ければよいこととなっております。

「目標地図」を作成し、「地域計画」を策定しますと、概ね10年後の農地を「誰が耕作するのか」の見通しがつけられ、地域内で進むべき農業の方向（何を、どのような栽培方法で）を定めることができます。

また、今後、農業をしていく人が耕作しやすい環境（効率的な営農環境）に変えていくことができます。国の補助や支援も受けやすくなります。

本市における「地域計画」の対象地域でございますが、市街化調整区域内で本市都市計画マスタープランにて「環境調整地区」に位置付けられているエリアを対象にしたいと考えております。

「環境調整地区」は、農地の保全を図るとともに自然環境と生活環境が調和した土地利用を図ることとしており、農業経営を取り巻く課題についても、次世代へ継承できる経営の実現を目指す地区として位置づけをしております。

過日、行われました農家組合長会議で地域の実状を踏まえながら、本計画の策定に対する意向を確認いただく他、農家組合長を個別訪問し、意向を確認した結果、本市では農業環境としてまとまりがある茂田井地区を候補地として挙げ、地域の皆様の意向等を確認しながら、手続きを進めてまいりたいと考えております。

資料2「茂田井地区の農地利用の意向に関するアンケート」をご覧ください。こちらのアンケート、問1、おおむね10年後の農業経営の意向について、問2、農業後継者の有無について、問3、問4、現在の耕作農地からどの位規模を拡大したいか、または縮小したいかを茂田井地区の農業経営者のかた、または農地所有者のかたにお伺いし集計をした上で資料1「目標地図の作成」に結び付けていきたいと考えております。

資料3「地域計画策定に向けた工程表」をご覧ください。今後のスケジュールとしては7月末までに茂田井地区へのアンケートの発送、回収、集計作業を行い、8月から11月の間で2、3回程度の協議の場の開催し地域計画の策定に向けた協議がまとまれば12月に地域計画案の作成及びHPへの掲載、その後、地域への説明会を開催し、協議の場での意見を踏まえた目標地図（素案）の作成を行っていき、地域計画の策定・公告については令和7年3月を予定してございます。以上です。

●議長（島根会長）

ただ今の事務局の説明に対し、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

●鈴木委員

農地利用意向アンケート調査の対象地として茂田井地区が挙げられていますが、三郷市全域を対象とする案はなかったのでしょうか。また、対象地は資料4の緑色部分という認識でよいのでしょうか。

●事務局（農業振興課課長補佐）

4月に開催した農家組合長会議にて、農家組合長へ意向確認をしましたが回答がありませんでした。そのため、現状農地のまとまりがあり、地区内に認定農業者3名、農業委員2名がおり、農家組合長を個別訪問し調査実施にご了承をいただいた茂田井地区を市として選定いたしました。また、対象地が緑色部分であるという認識で間違いありません。

●鈴木委員

この調査は今年度のみでしょうか。それとも今後も続けていくのでしょうか。

●事務局（農業振興課課長補佐）

今年度末の策定に向けて実施するものであるため、今年度のみとなります。なお、地域計画の内容については、策定後も随時見直しを図る予定です。

●議長（島根会長）

以上でよろしいでしょうか。

〈意見なし〉

①令和6年度三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金審査状況について（報告）

●議長（島根会長）

それでは、議題2について事務局からの説明をお願いします。

●事務局（農業振興課課長補佐）

はじめに、「チャレンジ農業支援事業費補助金」についてご説明いたします。冊子16ページの資料9、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付要綱をご覧ください。

この要綱は、補助金の交付に関し必要な事項を定めているものでございます。

要綱第3条におきまして、補助金の補助対象者は、市内に住所を有し、かつ、市税を完納している農業者又は、市内に住所を有する農業者を5名以上含み構成する農業団体としております。

また、要綱第4条第1項におきまして、チャレンジ農業支援事業費補助金の補助対象事業は、第1号 三郷産農産物のブランド化事業、第2号 三郷産農産物を使った6次産業化事業、第3号 市の新特産品農産物の研究開発事業 のいずれかに該当し、かつ、第4号 この要綱による補助金の交付を受けたことがない事業、第5号 要綱第8条の規定による市長からの補助金の交付決定を受けた場合において、市が、当該事業をPRすることについて当該事業にかかる補助対象者の同意を得た事業と定めております。

また、要綱第6条におきましては、補助金の額は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、1補助対象者あたり同一年度内において50万円を上限とすると定められております。なお、算定額が50万円未満の場合、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てると定め、要綱第8条におきましては、市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとすると定めております。

つぎに、要綱第8条で定めているチャレンジ農業支援事業費補助金の審査につきまして、ご説明いたします。14ページの資料8、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金審査基準をご覧ください。

審査基準第2項、審査方法におきまして、農業振興課は、補助金の交付申請に係る事業計画の内容を審査し、事業に対する方針の案を作成します。

また、対応方針の案を三郷市農政審議会に報告し、意見を求めることとしています。

市長は、三郷市農政審議会の意見を踏まえ、対応方針を決定します。

審査項目につきましては、審査基準第3項第2号におきまして、資料15ページの別表1に掲げる7項目について、別表2の基準で5段階評価を行い、評点の合計点を算出します。算出された評価点の合計26点以上が適格となり、評価点の合計の高い事業から予算の範囲内で採択となります。

以上が、チャレンジ農業支援事業補助金及び審査に関する説明でございます。

続きまして、令和6年度三郷市チャレンジ農業支援事業費の応募案件をご説明します。8ページの資料5、応募案件一覧をご覧ください。今年度の応募案件は1件です。

事業名といたしましては、自ら栽培した農産物を使用したカレーの製造・販売事業でございます。

区分は、6次産業化事業で、事業内容は、自家で栽培した農産物を材料としたカレーをつくり、改設する農産物即売所に併設する店舗にて販売するものでございます。

9ページの資料6、審査状況一覧をご覧ください。こちらは、応募案件に対する審査状況でございます。

先ほど、ご説明させていただきました審査基準に基づき、審査を実施いたしました結果となっており、適格となっております。

10ページの資料7-1をご覧ください。こちらは、事業概要でございます。

自家で栽培した農産物を材料としたカレーをつくり、改設する農産物即売所に併設する店舗にて販売する内容となっております。

申請に至る経緯としては、申請者は令和4年3月に農産物即売所を開設し、約2年間販売・運営してきた中で、売れ残り品やB品、規格外品の有効活用を課題としておりました。

また、即売所を利用し農産物を購入している方はもちろん、市内在住者を中心にした幅広い層に三郷市産農産物の美味しさを知っていただきたと考えておりました。そこで、農産物のB品・規格外品等のより良い活用方法のために、今回の事業実施を決定しました。

事業スケジュールとしては、6月上旬から店舗の建設を開始し、補助決定後、7月中旬に材料保存用冷蔵庫や冷凍庫といった資材を購入することとしております。

8月下旬に店舗完成の予定であり、4月から開発、試作しているメニュー品を9月下旬に完成することとなっております。最終的には10月頃の営業、販売開始を目標

とする計画となっております。

資金計画といたしましては、総事業費 67 万円となっております。内訳といたしましては、材料保存用冷蔵庫及び冷凍庫といった資材購入費が 67 万円となっております。次に、12 ページの資料 7-2 をご覧ください。

こちらは、応募事業の審査結果に基づく対応方針（案）でございます。審査基準に基づき、7 つの審査項目ごとに評価を行い、各項目の評価点を求めた結果でございます。評価点の合計が 28 点となり、適格という審査結果となっております。

各項目の評価内容を説明いたします。

1 つ目の新規性については、市内には自家生産した農産物を JA 直売所やスーパーマーケット等の地場野菜コーナー、即売所等での販売を行っている生産者が少なからず存在しています。しかし、即売所と併せて地場農産物を使用したカレー屋を開設した、6 次産業化志向の生産者はおらず、新規性が認められるため、評価点は 4 点です。

2 つ目の地域性については、地域で生産した農産物を活用した 6 次産業化経営戦略による新規事業の立ち上げは、市街化傾向の著しい三郷市においては新しい農業経営の取り組みとなり、今後の地域活性化に寄与すると考えられるため、評価点は 4 点です。

3 つ目の実現性については、市及び県等の行政側からの援助や定期的な巡回等による助言が得られるほか、申請者は料理関係者との繋がりがあり、試作品や新規メニュー作成に向けた援助や助言を受けられることから、実現性は高いといえるため、評価点は 5 点です。

4 つ目の発展性については、市内の直売志向農業者に対しての影響が見込まれ、当該事業実施による 6 次産業化の新規取組についての地域への波及性は高く、市内の他生産者への発展性が期待できることから、評価点は 4 点です。

5 つ目の市場性については、三郷市で生産された農産物が活用された新たな 6 次産業化商品であるカレーができることにより、三郷市産農産物のネームバリューが向上し、市内全域で生産されている農産物の価値が、市内だけでなく近隣の他市や都県において高まり、市場性の向上が見込まれることから、評価点は 4 点です。

6 つ目の公共性については、市や県等の行政と連携し地域の農産物を使用した料理を PR し、販売を促進することにより、地域の新名物として定着し、三郷市産農産物を使用した特産品が市民に認識されることにより、公共性を発揮すると考えられるので、評価点は 3 点です。

7 つ目の積極性については、申請者のパートナーである女性農業者の意識及び熱意が高く、三郷市における農業振興の柱のひとつである女性農業者の活動の積極的なモデルのひとつになるといえるため、評価点は 4 点です。

以上、合計点は 28 点となりました。

令和 6 年度、三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金審査状況は以上でございます。

●議長（島根会長）

ただ今の事務局の説明に対し、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

●島根委員

この事業はレトルトカレーを作るものではなく、あくまで調理したものを販売するという認識でよろしいでしょうか。

●事務局（農業振興課課長補佐）

その認識で間違いありません。

●加藤委員

当該補助事業の補助対象者の条件に年齢制限が設けられていないが、特に年齢制限はないのでしょうか。

●事務局（農業振興課課長補佐）

年齢制限はございません。

●議長（島根会長）

以上でよろしいでしょうか。

〈意見なし〉

（５）閉会

●事務局 司会（農業振興課長）

閉会にあたりまして、秋谷会長職務代理からご挨拶をお願いいたします。

●会長職務代理（秋谷会長職務代理） 会長職務代理挨拶

●事務局 司会（農業振興課長）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了となりました。

貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。